

中野区パブリック・コメント手続の実施結果

1 案件名（番号：10-06）

「(仮称) 区民活動センター条例（案）と（仮称）地域事務所条例（案）」に盛り込むべき主な項目と考え方

2 意見募集期間

平成22年12月22日（水曜日）から平成23年1月19日（水曜日）

3 提出方法別意見提出者数

提出方法	人数
電子メール	6人
ファクシミリ	8人
郵送	0人
地域活動担当窓口	0人
地域センター窓口	5人
合計	19人

4 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方（同趣旨の意見は一括）

(1) (仮称) 区民活動センター条例（案）

項目3 事業

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	上鷲宮地域センターの図書コーナーを存続させ、図書購入費を予算化し、夜間を含め貸出業務を行う担当者を配置してほしい。	図書コーナーについては、(仮称) 区民活動センター運営委員会準備会で、地域の意見を踏まえた上で協議してもらう予定である。
2	集会室の貸出には、利用者の利便性の向上などを図るため、15センター共通のインターネットによる施設予約システムの導入が必要だ。これにより、業務の省力化、空き室の削減、使用料収入の増加が可能となる。	区は、施設予約や空き状況の確認がインターネットでできるシステムの導入について、10か年計画の第2ステップ（平成24・25年度）で計画している。この中で(仮称) 区民活動センター集会室の手続の簡素化、効率的利用、稼働率アップによる使用料収入増などに努めていく。

項目5 運営の基本方針

No.	提出された意見の概要	区 の 考 え 方
1	運営委員会の中核を地区町会連合会から推薦された人とするには、町会・自治会の組織率等の現状を見ると無理がある。運営委員会の委員は、町会・自治会からだけでなく、もっと広く参加を求めるべきだ。	町会・自治会は、区全体を網羅し組織され、地域全体を対象に公共・公益的活動を行っている唯一の団体である。このため、運営委員会の担い手としてふさわしいと考えている。運営委員会の委員構成や任期については、それぞれの運営委員会で協議してもらうこととしている。
2	運営委員会委員は、一般からも募集し、任期については、長期就任とマンネリ化を防ぐため、2年を上限にすべきである。	
3	運営委員会が雇用するスタッフは、的確に業務を行える資質を持っていることが重要であり、そのサービスや待遇などについても、きちんと定めておく必要があるのではないか。	区は、運営委員会（準備会）のスタッフ雇用を支援するため、地域活動コーディネーター養成講座を開催するとともに、就業規則などの雛型を運営委員会（準備会）に示している。

(2) (仮称) 地域事務所条例 (案)

項目2 名称等

No.	提出された意見の概要	区 の 考 え 方
1	住民票の交付などの窓口サービスは、区の基本となるサービスなので、経費削減の観点から5か所の(仮称)地域事務所に集約するのは、納得できない。	区は、財政基盤を確立するため、職員2,000人体制を目指すとともに、平成24年2月にコンビニエンスストアでの証明書の自動交付サービスの取扱いを開始できるよう準備を進めている。再編により生み出される財源で、新たな行政需要に対応していく。

(3) その他

No.	提出された意見の概要	区 の 考 え 方
1	区民に対する周知が不足している。もっと時間をかけて行うべきなのに、地域センターを再編するのは問題だ。	これまでも区は、意見交換会の開催や区報・ホームページなどの各種の媒体を活用し周知してきた。今後も、更により多くの区民に認識されるよう、努めていく。
2	区民全員に再編についてのアンケートを行い、意見を集約してほしい。	

No.	提出された意見の概要	区 の 考 え 方
3	<p>コンビニエンスストアでの証明書の自動交付サービスは、高齢者などにとっては利用しづらい。また、個人情報保護についても懸念がある。</p>	<p>コンビニ端末は、分りやすい画面設定になっていて、操作は簡単に行うことができると考えている。高齢者の方にも十分配慮し、利用普及のための広報に努めていく。また、事業者との契約の中で、守秘義務の取り決めに予定しており、専用回線を使用するなど、十分なセキュリティ対策を行っていく。</p>
4	<p>(仮称) 区民活動センター条例が、地域自治を推進するものとなるためには、地域の問題は地域に委ねることを明確にし、他の法令の解釈上の提案についても柔軟に受け入れることを、この条例の中で規定してほしい。</p>	<p>(仮称) 区民活動センター条例は、当該施設に関する役割の基本部分を定めるものであるため、ご提案のような規定を盛り込むことは考えていない。</p>